
第4期 福島町地域福祉計画 (案)

【令和7年度～令和11年度】

一人ひとりの笑顔でつくる **健康**福祉
地域の支え合いでつくる **協働**福祉
思いやりの心でつくる **安心**福祉

令和7年3月
福島町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景及び目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	関連する計画	2
5	地域福祉とは	3
6	地域計画に盛り込むべき事項	4
7	地域福祉推進にあたってのまちの現状	5
8	アンケート調査からみる現状	8
9	第3期計画の取組状況	13

第2章 福島町の地域福祉推進の理念

1	福祉のまちづくりへの挑戦	18
2	地域福祉の基本的考え方	19
3	施策の体系	20

第3章 地域福祉の進め方

1	みんなの元気が支えるまちづくり(支え合い・健康)	
(1)	支え合い	21
(2)	健康	23
2	みんなで手をつなぐまちづくり(見守り・相談)	
(1)	見守り	25
(2)	相談	26
3	みんなが笑顔になるまちづくり(情報・安心安全)	
(1)	情報	29
(2)	安全安心	30

第4章 計画の推進

1	地域福祉推進のための圏域設定	32
2	計画の担い手	33
3	地域福祉の推進・調整	34
4	計画・取組の周知	34
5	地域福祉の進み具合の評価	34

【参考資料】

1	策定経過	36
2	安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会委員名簿	36
3	設置要綱	37
4	福島町地域福祉に関する団体アンケート調査報告書(別冊)	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び目的

近年、少子高齢化、核家族化やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様化などに伴い、一人ひとりが抱える生活問題が多種多様になっているとともに地域や家庭での人と人のつながりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

こうした状況の中で、国においては、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にし、地域をともに創っていく社会である『地域共生社会』の実現が掲げられており、当町でも実現に向けた地域福祉の推進と時代に合わせた対応が求められております。

町では、第3期計画において、支え合いの中で健康になる（健康福祉）、男性も女性も、高齢者も若者もみんなが協力し合い（協働福祉）、一人ひとりを大切に、みんなが笑顔になる福祉（安心福祉）の実現を目指し、令和2年3月に第3期福島町地域福祉計画を策定し、地域福祉施策を進めてきたところであります。

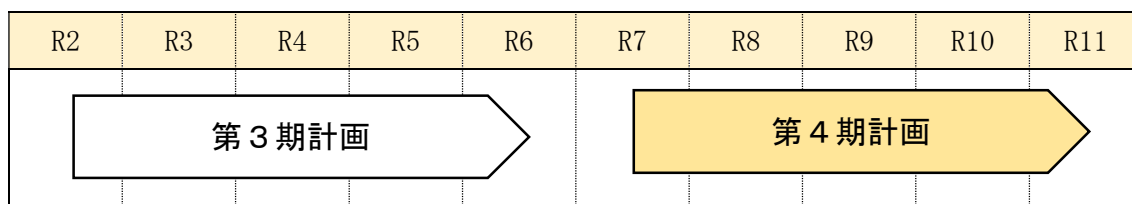
第4期目となる本計画では、第3期計画の基本的な方向性を引き継ぐとともに住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目標とし、「第4期福島町地域福祉計画」を策定するものであります。

2 計画の位置づけ

- ☐ 地域福祉計画は、社会福祉法第107条（以下「法107条」）に基づく市町村地域福祉計画にあたります。
- ☐ 福島町地域福祉計画（令和2年度～6年度、以下「第3期計画」という。）を継承しています。
- ☐ 福島町総合計画をはじめ、関連する町の計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間です。

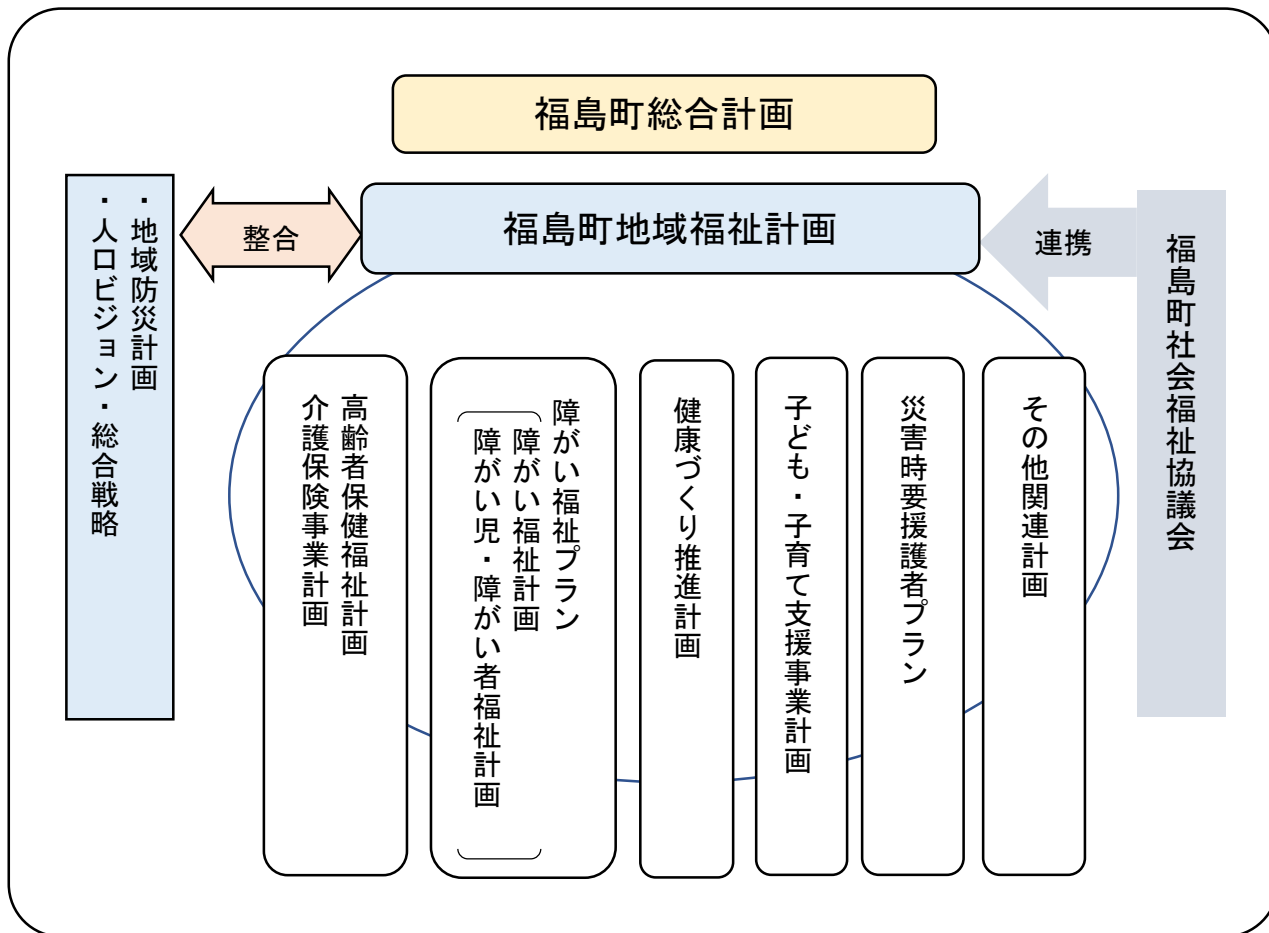


4 関連する計画

本計画は、福島町総合計画を上位計画とし、当町の保健福祉分野の個別計画である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい福祉プラン」、「健康づくり推進計画」等との整合性を図った計画として位置付けています。

また、地域福祉と一体的な取り組みが求められる「地方再犯防止推進計画」（再犯の防止等の推進に関する法律第8条）についても本計画に包含するものとします。

【地域福祉計画の位置付け（各計画との関係図）】



※地方再犯防止推進計画

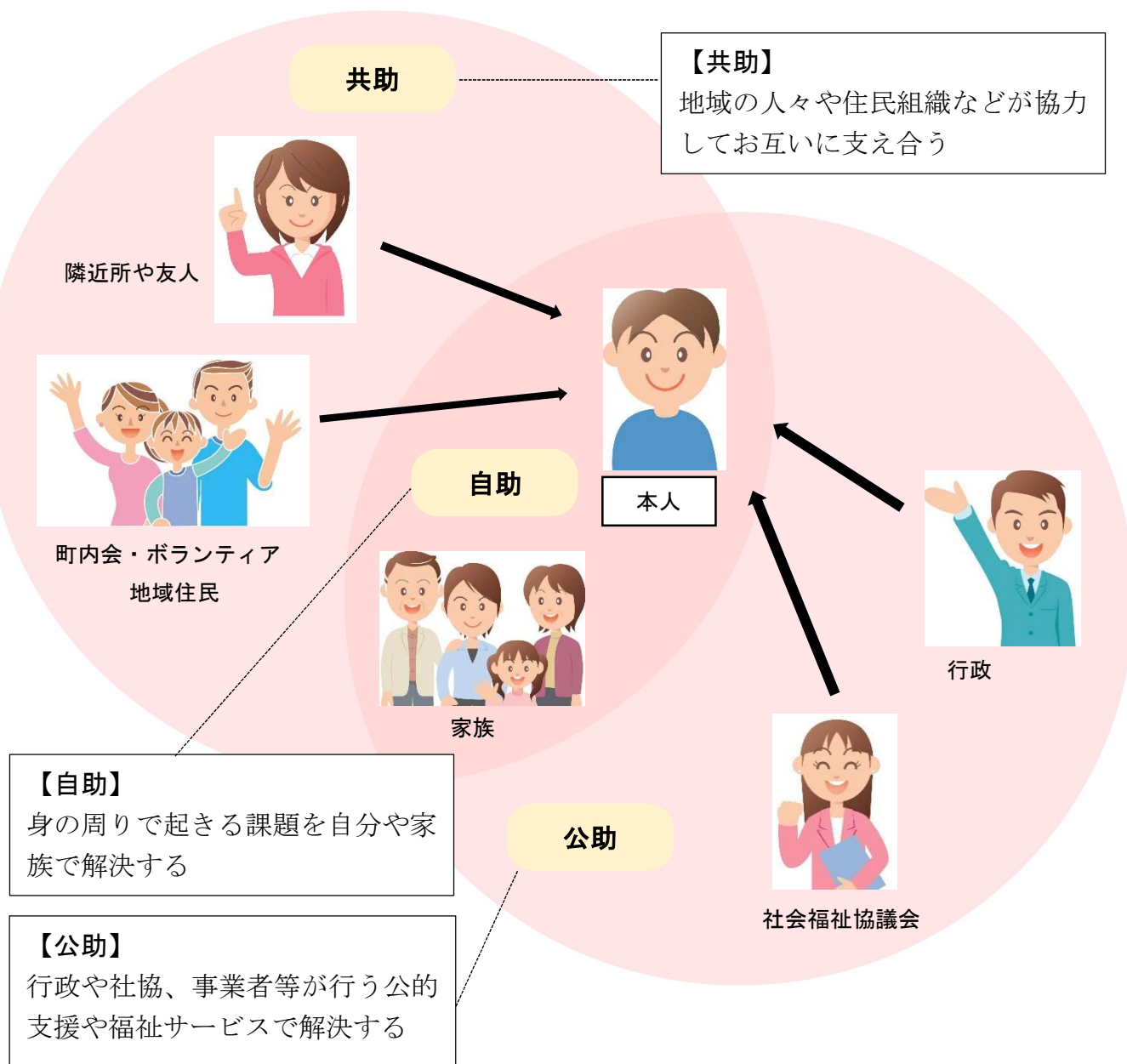
再犯の防止等の推進に関する法律により、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止に関する施策の推進に関する計画を定めるように努めなければならないとされています。本計画において、既に実施している社会を明るくする運動や保護司会等の支援に関する取り組みを「地方再犯防止推進計画」として位置付け推進します。

5 地域福祉とは

「地域福祉」には、“幸せ”や“豊かさ”を意味する「福祉」に「地域」という言葉がついています。言葉の中には、一人ひとりが普段の暮らしの中で、幸せを感じることができる地域をみんなの手でつくっていくという意味が込められています。

これからは従来の固定的な役割ではなく「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められます。そのため、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・事業者・行政等が「自助」「共助」「公助」の視点を持ち、それぞれの立場で、さまざまな地域での課題解決のために何ができるかを考え、包括的かつ重層的な支援体制のもと、お互いに連携・協力し、解決策を見つけ、行動することが重要です。

【地域福祉の「自助」「共助」「公助」の考え方】



※包括的かつ重層的

困りごとに対する支援のニーズが複雑化・複合化する中、介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような課題に対応するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを活かしつつ、まち全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備することが求められています。

本計画では、分野を問わず、様々な支援を一体的に行うことを、「包括的かつ重層的」という言葉で表現しています。

6 地域計画に盛り込むべき事項

本計画においては、社会福祉法で規定されている、次の5つの事項の取り組みを推進しつつ、当町の状況に沿った施策の展開を行います。

なお、児童福祉・障がい福祉・高齢者等の分野ごとの施策については、各個別計画に委ねるものとします。

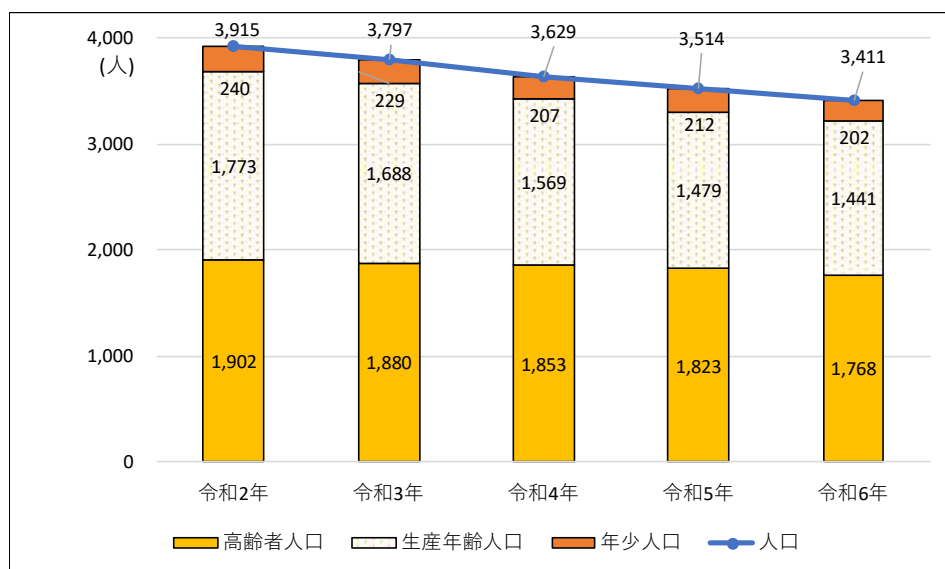
地域計画に盛り込むべき事項

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

7 地域福祉推進にあたってのまちの現状

(1) 総人口及び3区分人口の推移

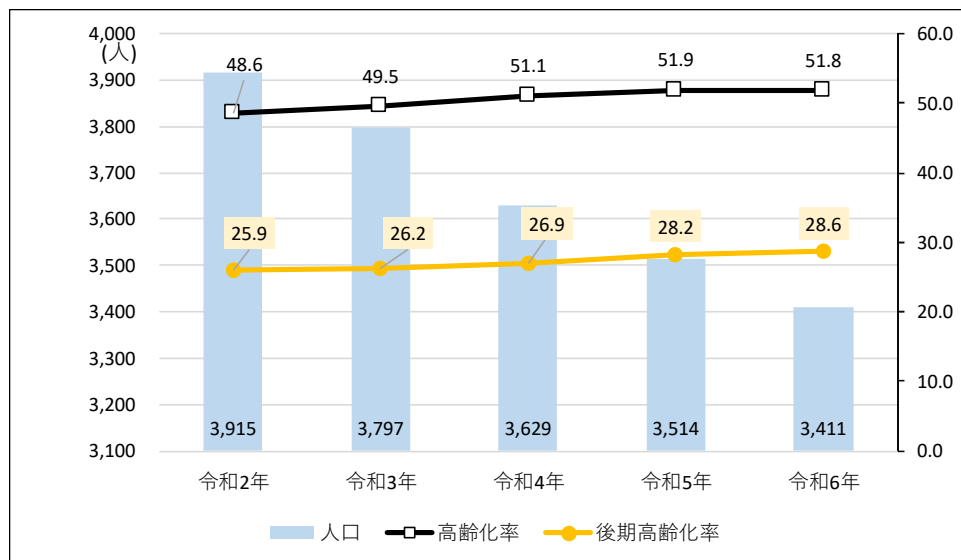
当町の総人口は、平成2年には8千人台、平成17年には5千人台、令和2年以降は3千人台で推移しており、令和2年以降の年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～65歳未満）が著しく減少しております。



資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

(2) 高齢化率の推移

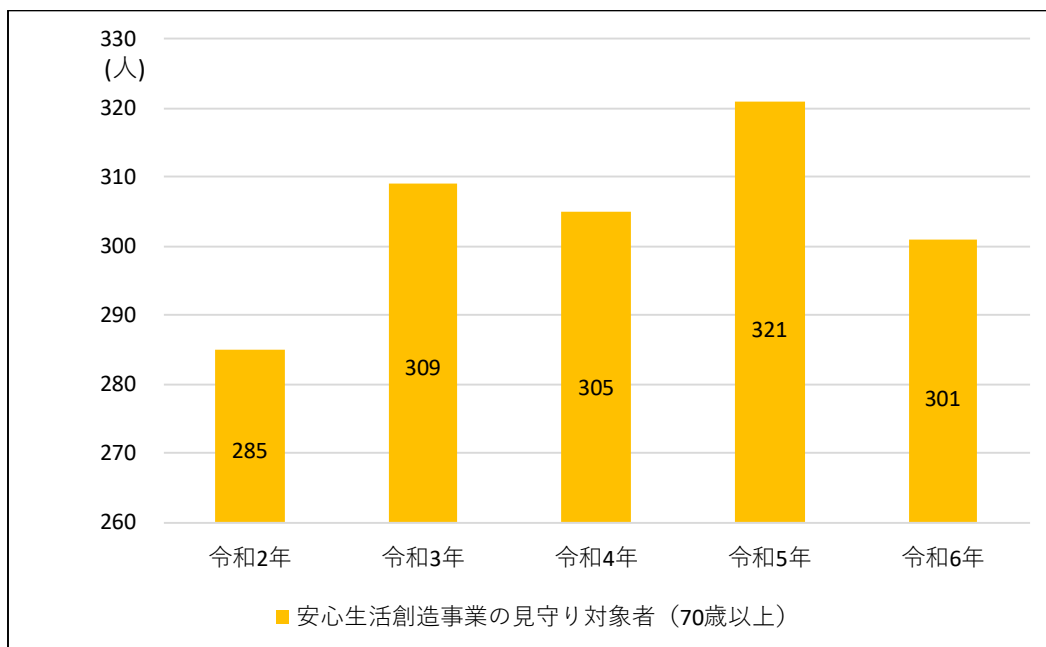
高齢者人口（65歳以上）は減少していますが、高齢化率は増加傾向にあり、令和6年には51.8%となっており、少子高齢化が進んでいます。令和6年の75歳以上の後期高齢者の割合（総人口に占める後期高齢者人口の割合）は28.6%となっております。



資料：住民基本台帳人口（各年3月末現在）

(3) ひとり暮らし高齢者の推移

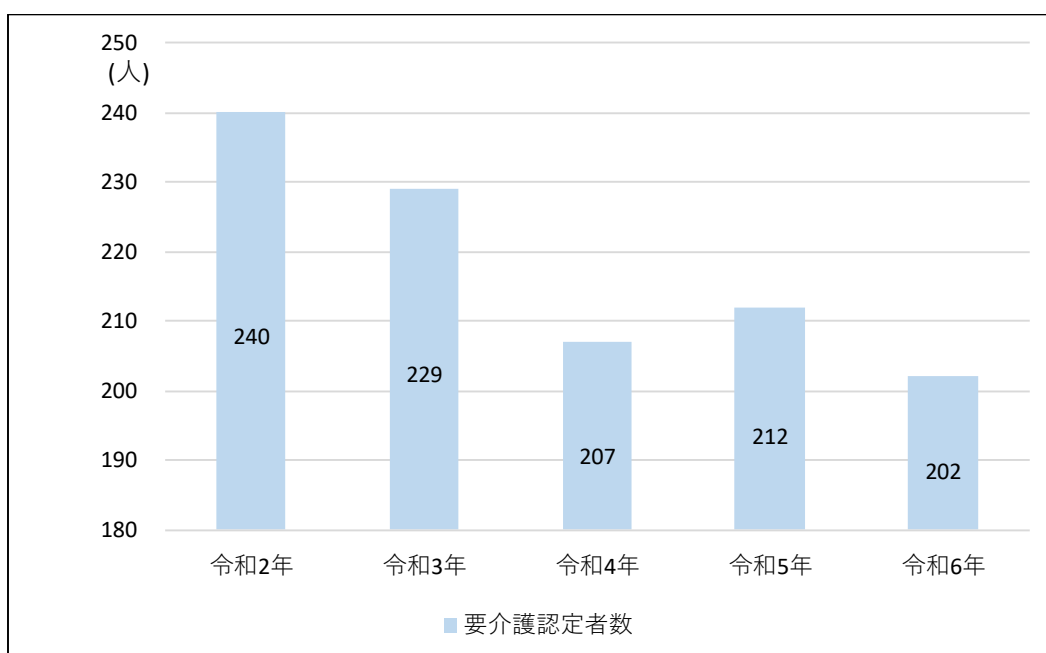
見守りや生活支援が必要な70歳以上の「一人暮らし高齢者」は、300人前後で推移しています。令和6年では301人と総人口の8.8%に相当します。



資料：福祉課（各年12月末現在）

(4) 要介護認定者数の推移

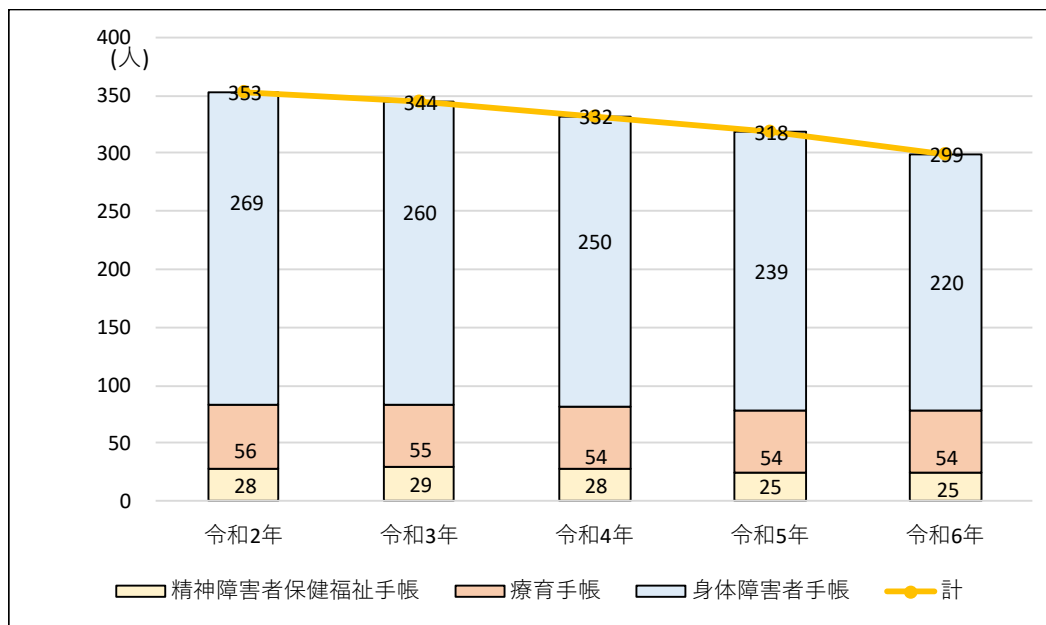
要介護認定者（介護が必要な方）は令和2年には240人、令和4年からは200人前後で推移しています。令和6年では202人と総人口の5.9%に相当します。



資料：福祉課（各年3月末現在）

（５）障害者手帳所持者の推移

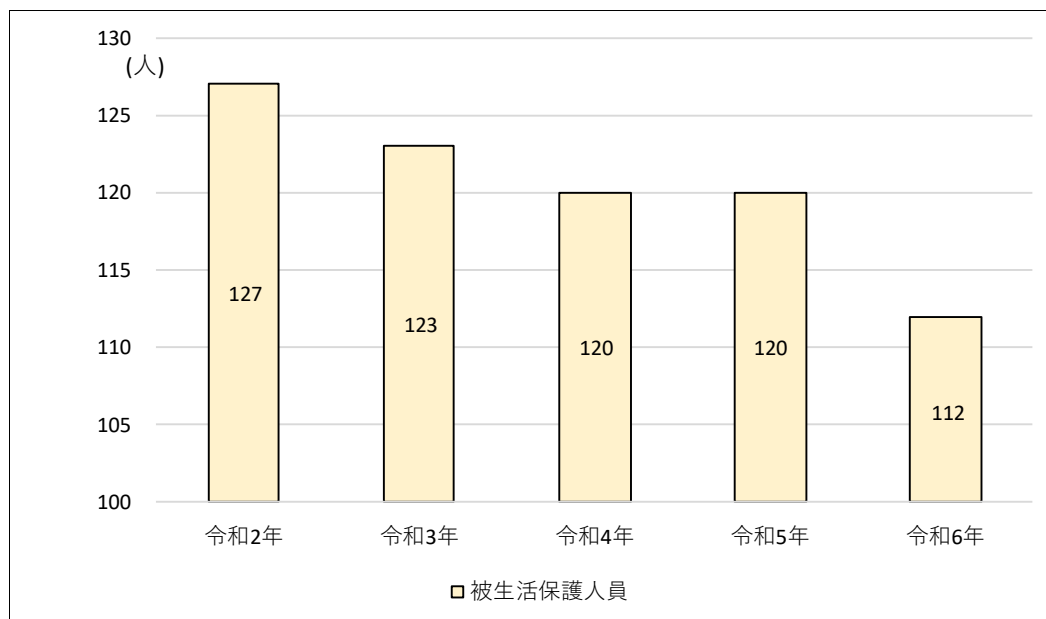
障害者手帳所持者（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）を所持している方は 300～350 人前後で推移しています。令和 6 年では 299 人と総人口の 8.8%に相当します。



資料：福祉課（各年 3 月末現在）

（６）被生活保護人員の推移

生活保護を受けている方は概ね 100 人台で推移しています。令和 6 年では 112 人と総人口の 3.3%に相当します。



資料：町民課（各年 3 月末現在）

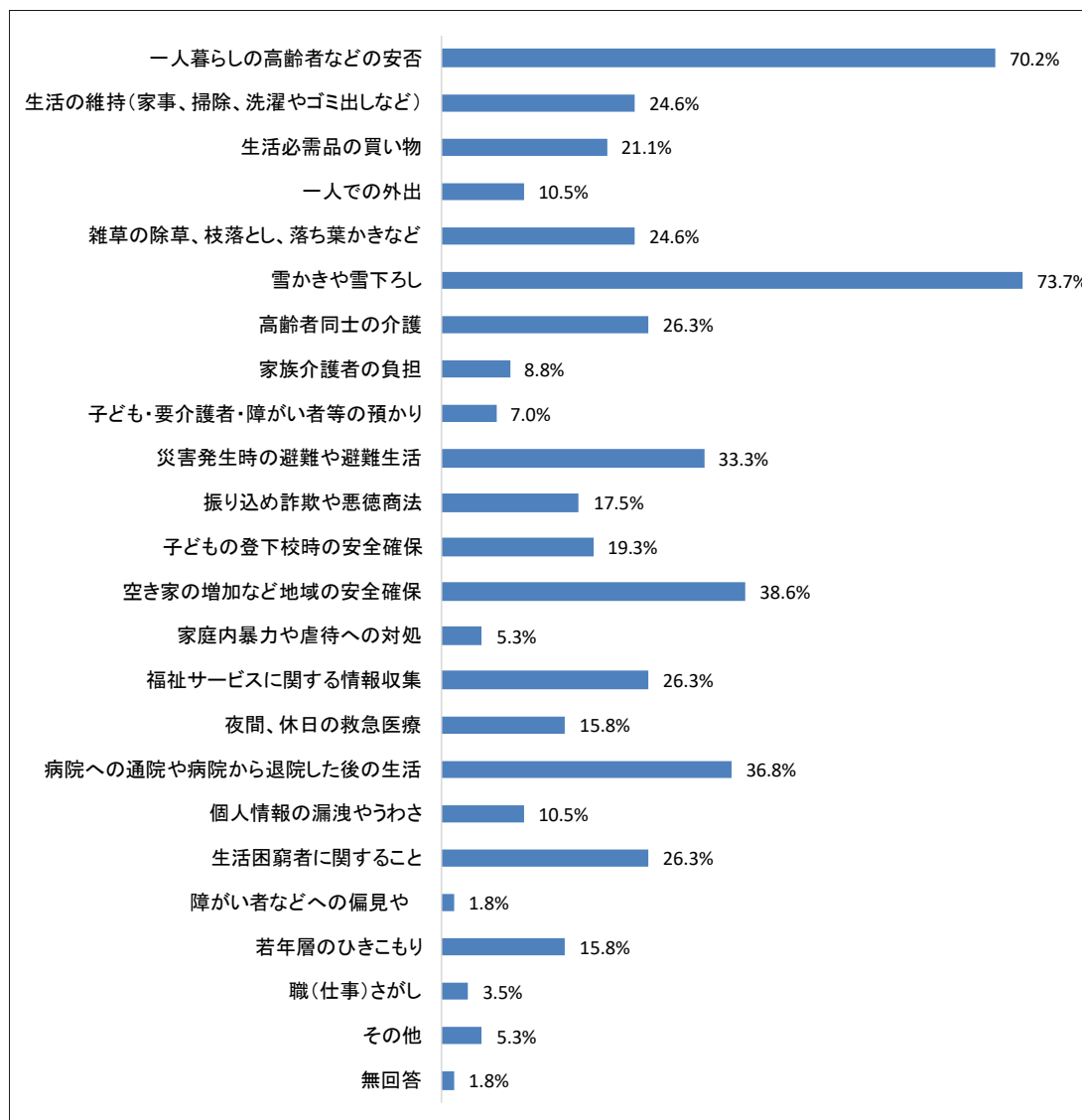
8 アンケート調査からみる現状

本計画策定の基礎資料として福祉等の関係団体（各地区の町内会長、民生委員等）に対してアンケート調査を実施しました。

（１）調査結果の概要

高齢者が多い当町では、雪かき、安否確認、地域の安全対策をはじめ生活課題は多岐にわたります。

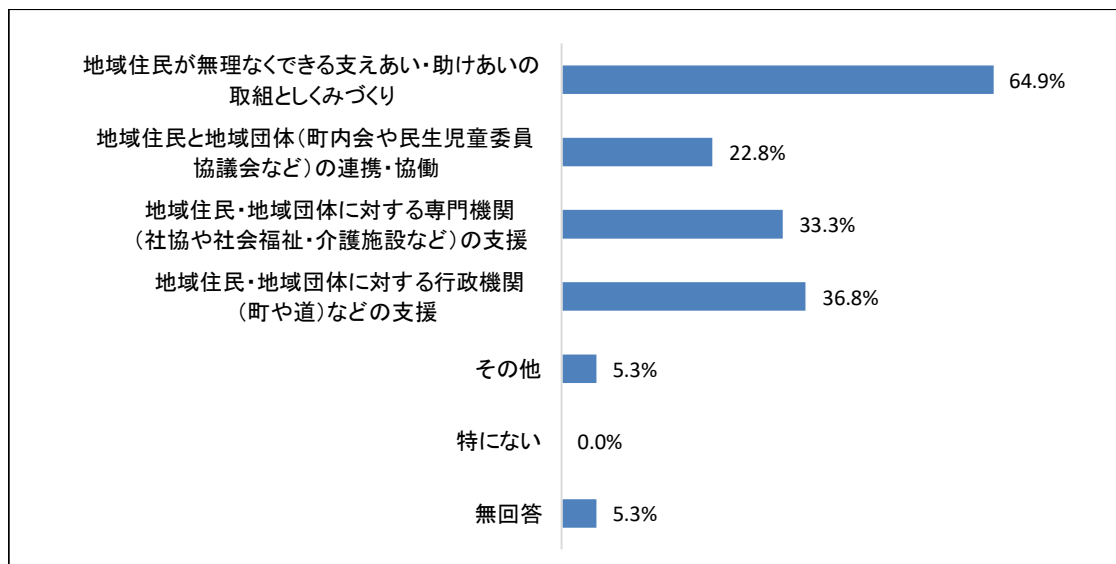
【皆さんが相談を受けたり、見聞きする生活の困りごと（地域住民個々の困りごともしくは地域に共通する困りごと）は何ですか（〇はあてはまるものすべて）】



◆雪かきや雪下ろしが73.7%で第1位、一人暮らし高齢者などの安否確認が70.2%で第2位。空き家の増加など地域の安全確保、病院の通院や病院から退院した後の生活、災害発生時の避難や避難生活」が30%台が続いています。そのほか多数の項目に回答が見られます。

安心な暮らしのために必要なことは 「住民相互の支え合い・助け合い」が必要です

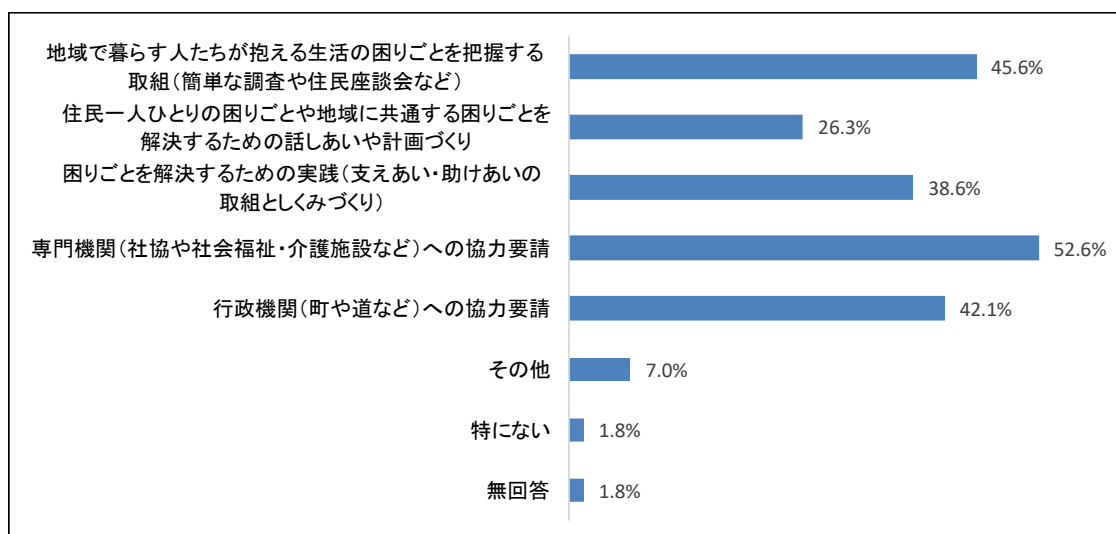
【年齢や健康状態、生活状況などにかかわらず、すべての福島町民が安心して暮らすためには、どのような取組が必要だと思いますか（〇は2つまで）】



◆「支えあい・助けあいの取組としくみづくり」が64.9%で第1位、「行政の支援」「専門機関の支援」が30%台で並んでいます。

地域団体の皆さんができる取組に、「専門機関への協力要請」のほか、 困りごとの実態把握・話し合い・実践などのアクションも挙がりました

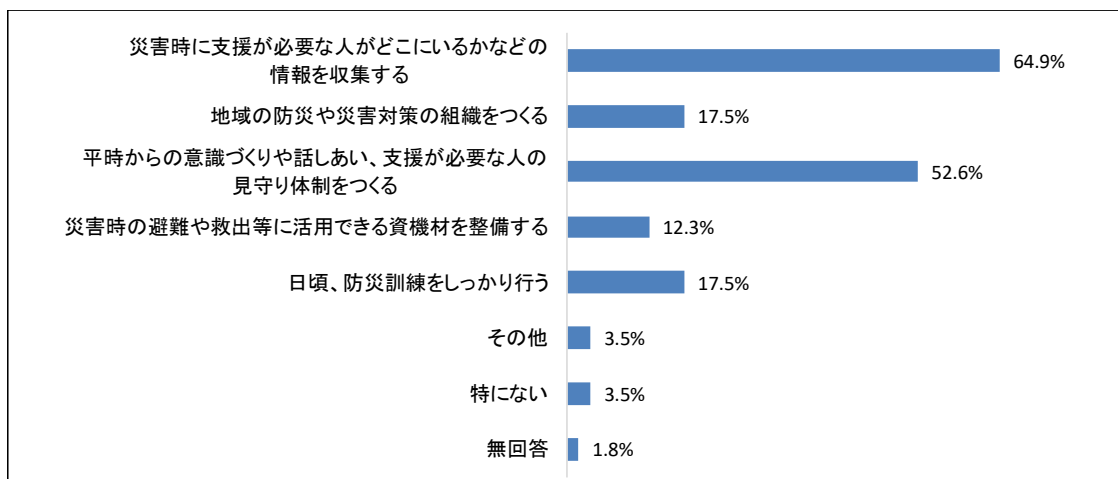
【皆さんや地域の人たちができる取組は何ですか（〇はあてはまるものすべて）】



◆専門機関への協力要請が最も多く、困りごとの把握、困りごと解決の実践が40%台で並んでいます。

災害時に地域で支え合う活動をするためには、 日頃からの「災害時要援護者の情報収集」が必要です

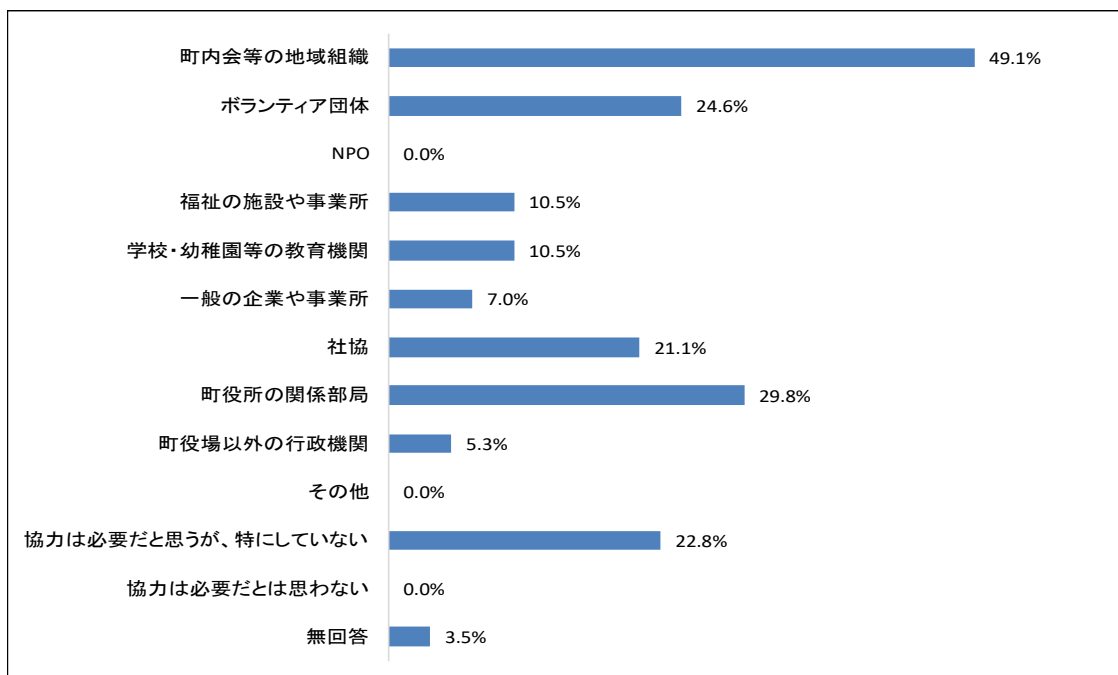
【災害時に地域で支えあう活動をするために、どのようなしくみが必要だと思いますか（〇は2つまで）】



◆災害時要援護者の情報収集が64.9%で第1位。平時からの見守り体制は52.6%となっています。

連携のカギになるのは町内会等の地域組織です

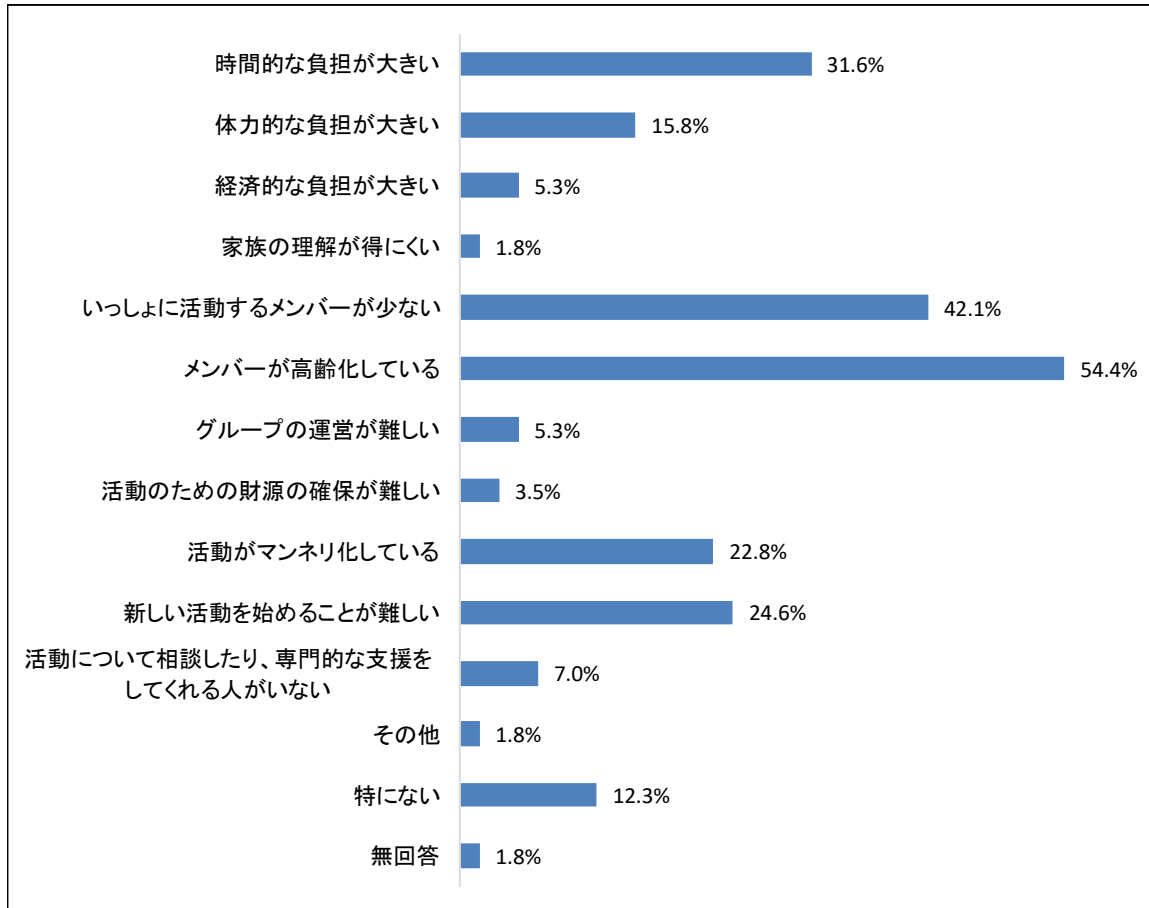
【所属している団体の他にあなたが地域活動に関して協力している団体や機関等がありますか（〇はあてはまるものすべて）】



◆連携している先は町内会等の地域組織が49.1%と過半数を占めています。

活動上の困りごとは、「メンバーの高齢化」や
「一緒に活動する人が少ないこと」です。

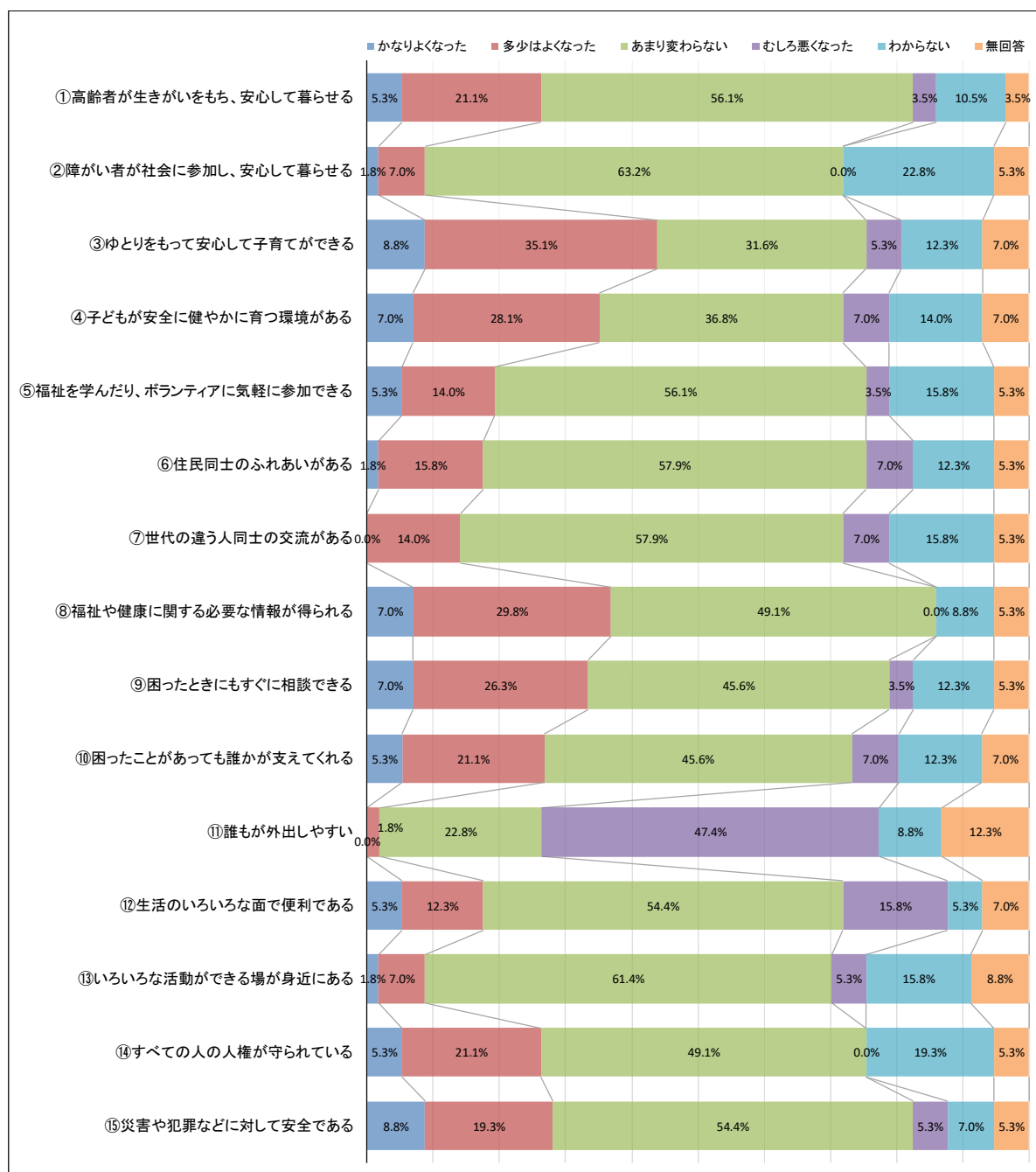
【地域活動をする上で困っていることがありますか（〇はあてはまるものすべて）】



◆「メンバーが高齢化している」が 54.4%で最も多く、「いっしょに活動するメンバーが少ない」が 42.1%が続いています。

この5年間で「子育て」「福祉・健康情報」はよくなったとする人もみられますが、「その他はあまり変わらない」とする回答が多くなっています。

【この5年間の町の変化について、率直な評価・ご意見をお願いします（〇は1つだけ）】



◆ “概ねよくなった”（「かなりよくなった」と「多少はよくなった」の合計）は【③ゆとりをもって安心して子育てができる】が 43.9%と第1位にあがりました。次いで【⑧福祉や健康に関する必要な情報が得られる】、【④子どもが安全に健やかに育つ環境がある】、【⑨困ったときにもすぐに相談できる】が30%台、【⑮災害や犯罪などに対して安全である】【①高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせる】【④子どもが安全に健やかに育つ環境がある】が20%台が続いています。

9 第3期計画の取組状況

“町が行うこと”（行政の役割）について、令和2～6年度の実施状況は以下のとおりです。

【基本方針1 みんなの元気が支えるまちづくり（支え合い・健康）】

重点的に行うこと		内 容	町が取り組んだこと
①支え合いに参加しよう	研修会・講演会の開催	住民の支え合いの精神を学ぶ機会を積極的につくり、共助の考え方を普及します。	社会福祉協議会による「さわやかサロン」に対し、地域介護予防活動支援事業による助成金を交付し、研修会や運動レクリエーション等を実施しています。
	ふれあい・いきいきサロン活動の支援	男性高齢者も参加しやすい環境の整備を検討するとともに、ふれあい・いきいきサロン（住民が交流する地域の拠点）活動を行う団体を支援します。	吉岡総合センターを高齢者を含めた交流の拠点（共生型地域福祉拠点）として活用しています。また、月1回、町内施設を活用した認知症カフェを実施しています。
	ボランティアの育成	庁内部署、町社協と連携し、ボランティアを希望する住民を支援します。	社協だよりで「除排雪ボランティア活動」の募集を行ったり、町有小型除雪機の貸出を行っています。
	地域福祉活動の支援	住民が主体的に取り組む地域福祉活動（支え合い・助け合い）を支援します。	里の会主催による高齢者対象の憩いの場に対し、地域介護予防活動支援事業による助成金を交付し、お楽しみ講座の開催や食事の提供等を実施しています。
	児童・生徒へのボランティア活動の推奨	児童・生徒が気軽にボランティア活動に参加できる環境の整備を検討するとともに、福祉への関心を高めることで、次代を担う地域福祉リーダーの育成に努めます。	中学校生徒や幼稚園園児によるごみ拾い（クリーン作戦）などを通じ、ボランティアの心を育てています。

重点的に行うこと		内 容	町が取り組んだこと
②みんな で健康に なろう	がん予防対策 の推進	がんなんかに負けない基本条 例に基づく各種がん検診の受 診勧奨や受動喫煙防止への啓 発等、がんの予防・早期発見 に向けた対策を推進します。	町民のがん検診無料化及び啓 発活動を推進するなど受診率 向上を図っており、各種がん 検診に関するパンフレットを 作成し各戸配付しています。
	ふれあい教室 の開催	各地区での巡回教室の実施 により、高齢者の交流を図 るとともに、生活機能の低 下を防ぐため、体操や遊び とりハビリテーションを組 み合わせた「遊びリテーシ ョン」・栄養・口腔・生活 指導を行います。	毎月、ふれあい教室やてんと うむし教室、健康フィットネ ス教室等を開催しています。
	ふれあいスポ ーツ大会の開 催	レクリエーションを通じて 高齢者の健康増進を図ると ともに、子どもたちとの交 流を推進します。	ふれあいスポーツ大会は、コ ロナ禍の影響や参加者の減少 により開催中止となりました。
	温泉健康保養 センターの活 用促進	温泉入浴の効果により健康 増進を図る観点から高齢者 に温泉優待券を配布すると ともに、毎週金曜日に温泉 デイサービスを実施しま す。また送迎バスを運行 し、温泉の利用を容易にす るとともに、外出や交流の 機会をつくります。	65 歳以上への温泉優待券の 配布のほか、温泉送迎バスを 週 5 日運行しています。ま た、毎週金曜日に温泉デイサ ービスを実施しています。
	食育の推進	健康フェスティバルでの試 食提供や健康料理教室を開 催し、地元の食材の普及と あわせ、食生活の関心を高 めます。	コロナ禍の影響により健康フ ェスティバルでの試食提供は 行いませんでした。育児教室 の開催や小学校等においてア ワビのカレーやウニ汁等の給 食を実施しています。

【基本方針2 みんなで手をつなぐまちづくり（見守り・相談）】

重点的に行うこと		内 容	町が取り組んだこと
①見守り活動を広げよう	安心生活創造事業	独居世帯、老々世帯、障害・高齢者世帯、実質単身世帯を把握し、見守り、買い物等の生活支援を行うとともに、要支援者台帳を作成、関係機関と情報共有を進めます。	毎年、社会福祉協議会に委託し実施しています。 70歳以上を対象として年2回の調査と台帳整理を行っているほか、安心カードの作成（かかりつけ病院の情報）や安心サポート電話事業を実施しています。
	見守り協定の推進	地元企業との見守り協定により、配達時等に高齢者等に異変があった場合の情報提供等見守りを推進します。	福島・吉岡郵便局、コープさっぽろ、道南うみ街信用金庫、第一生命保険函館支社、函館地方道新会と見守り協定を締結しています。
②悩みはみんなで解決しよう	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、総合相談を行います。	同センターを福祉課に設置し、健康や福祉、介護などに関する様々な相談を受けています。
	子ども・子育て支援の充実	子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	保健師が出産や育児等に関する相談のほか各種サービスの説明や保健指導、健康相談、母親学級や育児座談会などの交流の場を紹介するなど、関係機関との連携調整を実施しています。
	相談窓口の充実	障がい児・者をはじめ、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、障がい福祉サービスの利用に係る関係機関との連絡調整、サービス利用に必要な関係書類の作成等の支援を行います。	福祉課を窓口として相談支援事業を実施しており、町内事業者に係る分等についてサービス等利用計画を作成しています。
	身近な相談体制の確保	民生委員・児童委員の活動をより強化するため、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援していきます。	各町内会に健康づくり推進員を配置し、各種健診等の情報提供を行うなどしています。

重点的に行うこと		内 容	町が取り組んだこと
	福祉サービスに関する苦情や意見等への対応強化	町社協、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、道などの関係機関と協力して、福祉サービスに関する苦情等を把握し、改善していきます。	関係機関と情報共有・連携しながら適切な対応を心掛けており、課題を把握し改善に努めております。
	権利擁護の充実	「子どもの権利」に対する住民意識の醸成のため、保育所、幼稚園、小学校等において人権擁護委員による人権教室の開催など普及啓発活動の実施、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などで身の回りのことや金銭管理などができず、判断能力が十分でない方への日常的な金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業を実施するとともに、成年後見制度の利用を促進するために普及啓発を積極的に行い、申立費用の助成や町長申立てなどの支援を行います。	成年後見制度利用支援事業として判断能力が不十分な方への町長申立てや、費用の助成を行っています。 第3期中の利用はありませんでした。

【基本方針3 みんなが笑顔になるまちづくり（情報・安全安心）】

重点的に行うこと		内 容	町が取り組んだこと
①情報収集に上手になろう	情報提供の充実	広報ふくしま、防災無線、ガイドブック、町ホームページ、回覧板、チラシ等さまざまな手段を包括的に活用し、福祉制度やサービスに関する情報を住民にわかりやすく提供します。	随時、広報等で周知しています。 また、町ホームページを活用した情報発信を行っています。
	意思疎通支援事業	聴覚障がいなど意志疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者の派遣等によるコミュニケーション支援事業を行います。	町要綱に基づきコミュニケーション支援事業を実施しています。 第3期中の利用はありませんでした。
②いざという時に備えよう	避難行動要支援者制度の推進	要支援者の情報について、関係機関（町内会等）と情報の共有を図るとともに、関係各課及び民生委員・児童委員等を通じて制度の周知を図り、要支援者が安心して地域での生活を送ることができるよう制度を推進します。	安心生活創造事業により要支援者台帳を整備しており、有事の際には庁内関係課はもとより、消防や町内会・民生委員協議会に情報共有（提供）し、要支援者の避難に役立てています。 なお、台帳作成の際に、説明のうえで関係機関への情報提供を承諾していただいております。
	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者や予防対象者へ介護予防サービス、見守りや買い物支援などの生活支援サービスを総合的かつ一体的に行うことができる新たなサービスの実施に向けて、当町の実情にあった事業を推進します。	介護予防事業・日常生活支援総合事業としてヘルパー派遣や温泉デイサービスを実施しています。
	虐待の防止	子ども、高齢者、障がい者への虐待を防止するため、関係機関との連携を推進するとともに、住民の関心を高め、虐待が疑われる場合には通報の義務があることを周知します。	児童相談所や介護事業所、社会福祉協議会、教育委員会等と連携、情報共有を進めながら対応しています。
	DV防止対策	配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組めます。	警察等の関係機関と連携して対応しています。

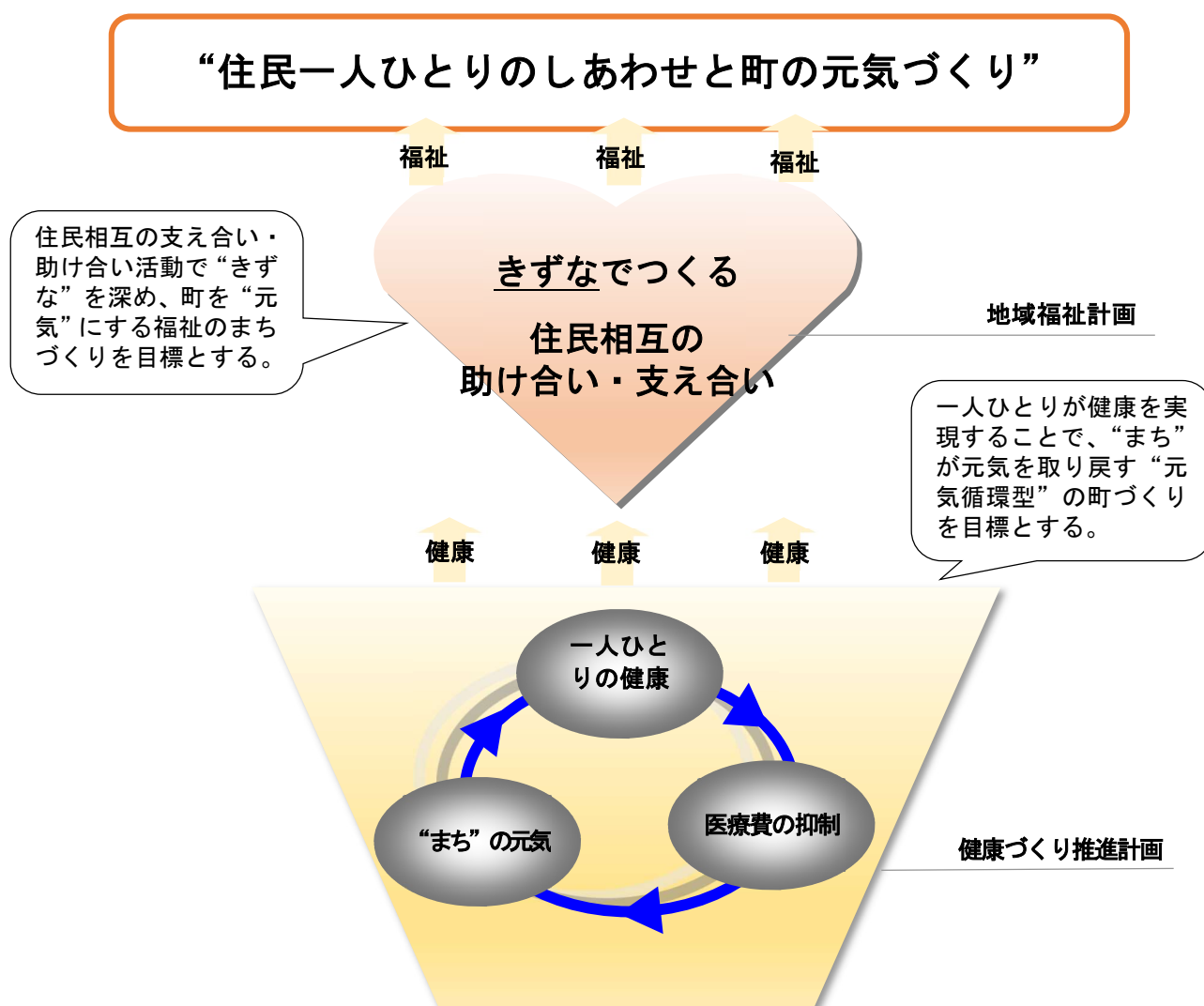
第2章 福島町の地域福祉推進の理念

1 福祉のまちづくりへの挑戦

当町では、がんなんかに負けない基本条例を制定し、一人ひとりの健康が“まち”を元気にするという基本理念をベースに、住民一人ひとりの健康を実現することで町の元気づくりに挑戦しております。健康づくりに続き、一人ひとりが福祉に目覚めることによって、すべての住民が支え合う資源となり、町を元気にする可能性を秘めているとの考えの下、地域福祉を推進してきました。

本計画は、一人ひとりのしあわせを実現するという大きな目標に向かって、自分の健康・支える人となるための健康づくりを進めながら、住民相互の支え合い・助け合い活動で“きずな”を深め、助けられる人のしあわせと助ける人の生きがいをつくり、そのしくみが町を“元気”にするという、福祉のまちづくりに挑戦するものです。

【当町の福祉のまちづくりへの挑戦イメージ】



2 地域福祉の基本的考え方

当町は、イカ釣り・養殖昆布などの水産業を基幹産業に発展してきましたが、青函トンネル工事終了後に急激な過疎化が進み、その後、トンネル工事による技術を取得したトンネルマンが全国各地で活躍することで町の経済が支えられてきました。しかし、少子高齢化による生産人口の減少に加え、近年は主産業の一つであるイカ、加工業の不振による基幹産業の停滞により、就労を望む方が都市部に流出するなど、人口は急激に減少している状況にあります。

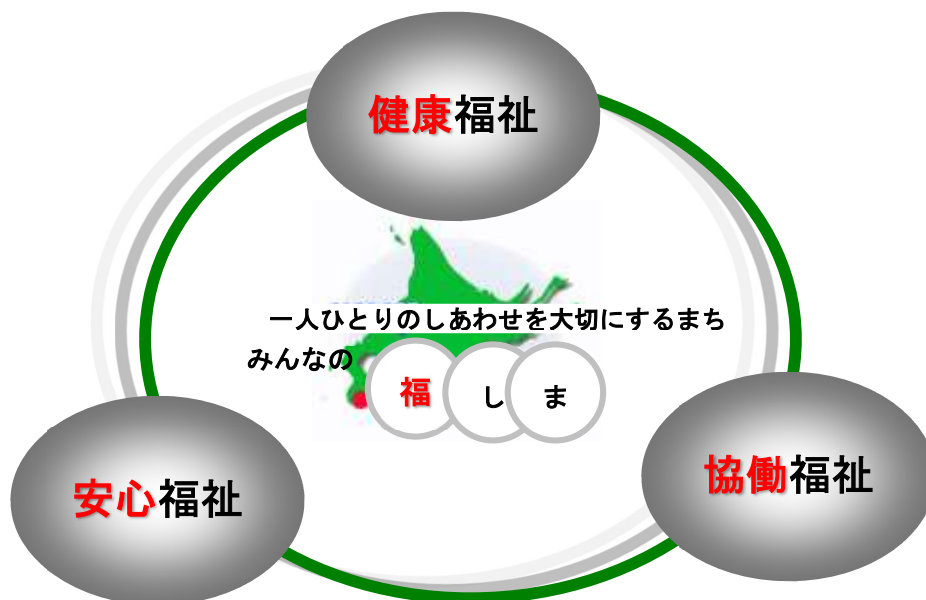
そういった中であって、住み慣れた地域で安心して自分らしく幸せに暮らしたいというのは、子どもや高齢の方、障がいがある方も、住民みんなの願いです。

本計画では、住民**みんながしあわせになる**まちをつくるため、一人ひとりの笑顔でつくる（**健康**福祉）、地域の支え合いでつくる（**協働**福祉）、思いやりの心でつくる（**安心**福祉）を基本方針と定め、一人ひとりの幸せを大切にするまちづくりの実現を目指します。

一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの**福**しま

～しあわせ  ランド ふくしま～

【健康福祉・協働福祉・安心福祉のまちづくりイメージ】



3 施策の体系

本計画の基本理念は、第3期までの基本的な方向性を引き継ぐとともに、次の3つを基本目標に定め、具体的な施策を推進します。

【基本理念】

一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの**福**しま

【基本目標】

1 みんなの元気が支える
まちづくり



【施策の方向性】

1 支え合い・健康

支え合いの中で健康になる

重点①：支え合いに参加しよう

重点②：みんなで健康になろう

2 みんなで手をつなぐ
まちづくり



2 見守り・相談

すべての住民が尊重される

重点①：見守り活動を広げよう

重点②：悩みはみんなで解決しよう

3 みんなが笑顔になる
まちづくり



3 情報・安全安心

一人ひとりを大切にする

重点①：情報収集に上手になろう

重点②：いざという時に備えよう

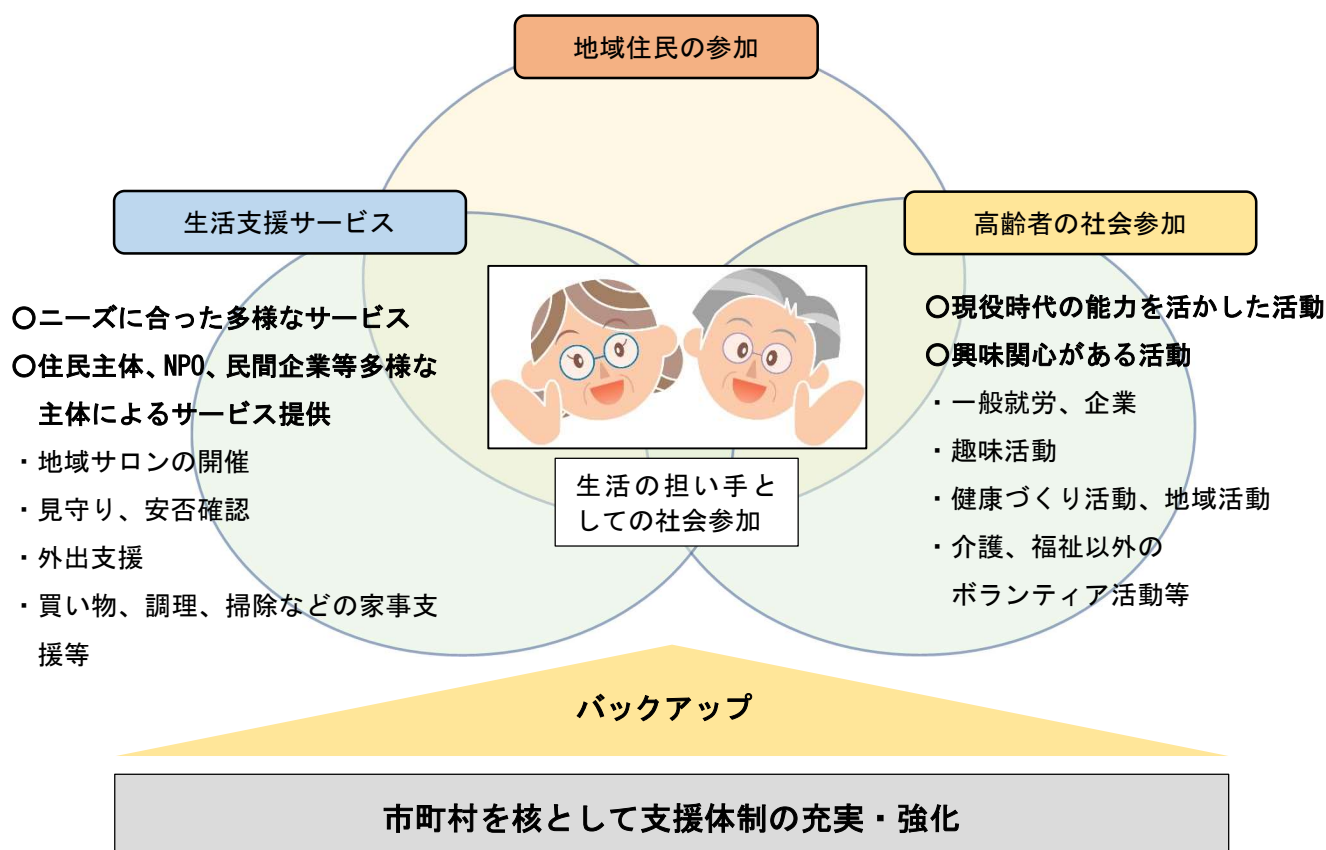
第3章 地域福祉の進め方

1 みんなの元気が支えるまちづくり（支え合い・健康）

（1）支え合い

<現状と考え方>

- ◆支え合い活動の1つとして、社会福祉協議会が実施する高齢者サロン「さわやかサロン」や子育て家庭（親子）が参加する子育てサロンがあります。このようなサロンなどの交流が広がることで、住民相互が地域で交流する機会が増えていくことが期待されています。しかし、女性に比べ地域社会との関わり合いが希薄とされる男性、特に高齢者については、さまざまな要因から参加率が低く、地域での孤立が懸念されています。
- ◆介護予防・日常生活支援総合事業として、高齢者の在宅生活を支えるための身体介護や生活援助、吉岡温泉を活用して「温泉デイサービス」を実施しています。



＜今後の取組＞

重点①：支え合いに参加しよう

しっかり取り組みます。（町が行うこと）

	事業	内容
1	研修会・講演会の開催	住民の支え合いの精神を学ぶ機会を積極的に作り、共助の考え方を普及します。
2	高齢者サロン「さわやかサロン」活動の支援	地域住民の交流の場や仲間づくり、社会参加ができる高齢者サロン「さわやかサロン」の運営を支援します。
3	ボランティアの育成	庁内部署、町社協と連携し、ボランティアを希望する住民を支援します。
4	地域福祉活動の支援	住民が主体的に取り組む地域福祉活動（支え合い・助け合い）を支援します。
5	児童・生徒へのボランティア活動の推奨	児童・生徒が気軽にボランティア活動に参加できる環境の整備を検討するとともに、福祉への関心を高めることで、次代を担う地域福祉リーダーの育成に努めます。

みなさん、やってみましょう！（住民が行うこと）

- ボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 積極的にボランティア活動に参加しましょう。
- ボランティア活動を通じて世代間交流をしましょう。

いっしょにやりましょう！（地域や関係機関・町が協働すること）

- 傾聴ボランティアをはじめ誰もが経験できる活動を広めよう。
- 支援を希望すること、支援できることをアンケートや聴き取り調査などで把握しよう。
- ボランティア団体のネットワークをつくり、PRや協働を進めよう。
- ボランティア保険の加入について、わかりやすい説明をしていきます（社協）。
- 小中学生がボランティアを体験できるよう「児童・生徒のボランティア活動支援事業」に積極的に取り組みます（社協）。
- 事業所も巻き込んでボランティアを普及していきます（社協）。

(2) 健康

<現状と考え方>

- ◆平成12年度に救急まつりでスタートした健康フェスティバルは、住民の健康を何とかしたいとの熱い思いが後押しになって、民間団体が実行委員会を組織し、大きなイベントに成長しています。
- ◆当町では、「福島町健康づくり推進計画」（“健康横綱への挑戦プラン”）を策定し、生活習慣病の予防、がん対策、歯と口腔、身体活動・運動、たばこ・アルコール対策、健康的な食生活やライフステージに応じた食育に加え、睡眠とストレス等住民の主体的な健康づくりを支援しています。
- ◆要介護認定者（介護が必要な方）は令和2年には240人、令和4年からは200人前後で推移しています。
- ◆当町では、毎月、町内4か所で、筋力向上体操などの転倒予防のほか脳活性化体操や栄養指導・口腔指導などの介護予防をしています。
- ◆認定こども園福島保育所では、「食を営む力」の基礎を培うことを目標に保育所の食育推進計画を立案し、食を通じて健康な心と体を育てられるよう支援しています。食育教室で地元の食材を紹介し、食への関心を高めています。
- ◆給食センターの栄養教諭と連携し、小学生を対象とした料理教室を開催しています。

<今後の取組>

重点②：みんなで健康になろう

しっかり取り組みます。（町が行うこと）

	事業	内容
1	がん予防対策の推進	がんなんかに負けない基本条例に基づく各種がん検診の受診勧奨や受動喫煙防止への啓発等、がんの予防・早期発見に向けた対策を推進します。
2	ふれあい教室の開催	各地区での巡回教室の実施により、高齢者の交流を図るとともに、生活機能の低下を防ぐため、体操や遊びとリハビリテーションを組み合わせた「遊びリハビリテーション」・栄養・口腔・生活指導を行います。
3	ふれあいスポーツ大会の開催	レクリエーションを通じて高齢者の健康増進を図るとともに、子どもたちとの交流を推進します。
	事業	内容

4	温泉健康保養センターの活用促進	温泉入浴の効果により健康増進を図る観点から高齢者に温泉優待券を配布するとともに、毎週金曜日に温泉デイサービスを実施します。また送迎バスを運行し、温泉の利用を容易にするとともに、外出や交流の機会をつくります。
5	食育の推進	健康フェスティバルでの試食提供や健康料理教室を開催し、地元の食材の普及とあわせ、食生活の関心を高めます。

みなさん、やってみましょう！（住民が行うこと）

- 健康フェスティバルに参加しましょう。
- ABC検診を初めとした各種がん検診を受診しましょう。
- まず、自分の体重を知ることから健康への関心を高めましょう。
- 気軽に楽しくウォーキングする仲間をつくりましょう。

いっしょにやりましょう！（地域や関係機関・町が協働すること）

- 健康フェスティバルの企画を充実し、開催を継続しよう。
- 声を掛け合って、ウォーキング仲間を増やそう。

2 みんなで手をつなぐまちづくり（見守り・相談）

（１）見守り

＜現状と考え方＞

- ◆「生活と支え合いに関する調査」（令和４年８月公表 国立社会保障・人口問題研究所）によると、18歳以上の85.1%（令和元年調査「以下前回調査」では91.2%）、2週間に1回以下の割合は3.0%（前回調査では2.2%）となり、前回調査よりも全般的に会話する者の割合が低くなり、2週間に1回以下の者の割合は増加しています。この内ひとり暮らしの65歳以上の男性では15.0%（前回調査では14.8%）、女性で5.1%（前回調査では5.4%）となっており、一人暮らしの高齢男性における社会的孤立が深刻といわれています。
- ◆当町では、福島・吉岡郵便局（平成14年7月）、コープさっぽろ（平成24年1月）、道南うみ街信用金庫（平成26年7月）、第一生命函館支社（平成27年10月）、函館地方道新会（平成27年11月）の6事業所との見守り協定を締結し、配達時等に高齢者等に異変があった場合は役場に連絡が来ることになっています。

＜今後の取組＞

重点①：見守り活動を広げよう。

しっかり取り組みます。（町が行うこと）

	事業	内容
1	安心生活創造事業 （社会福祉協議会）	独居世帯、老々世帯、障害・高齢者世帯、実質単身世帯を把握し、見守り、買い物等の生活支援を行うとともに、要支援者台帳を作成、関係機関と情報共有を進めます。
2	見守り協定の推進	地元企業との見守り協定により、配達時等に高齢者等に異変があった場合の情報提供等見守りを推進します。

みなさん、やってみましょう！（住民が行うこと）

- 近所に見守り支援が必要な人がいないか考えてみましょう。
- 町内会など、地域の行事に積極的に参加しましょう。
- 教室や催し物に参加する時は、ご近所にも一声かけて誘い合いましょう。

いっしょにやりましょう！（地域や関係機関・町が協働すること）

- 町内会、学校などが協力して、全町であいさつ運動を推進しよう。
- 「回覧板」を回す時に、一声かけることを推進しよう。
- 地域の団体で解決が難しい問題を抱えている人の状況に気づいた時は、役場や社会福祉協議会等に連絡しましょう。

（２）相談

＜現状と考え方＞

- ◆地域共生社会の理念に基づき、どのような相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的かつ重層的な相談支援体制を目指します。
- ◆福祉サービスは、利用者が自ら安心して選択し、利用できることが重要です。そのため自分に合ったサービスを主体的に選択するための信頼できる情報が提供されるとともに、契約締結の支援、苦情処理、権利侵害の相談等、サービスの利用者を総合的にサポートする環境が整備される必要があります。
- ◆認知症高齢者や知的障がいのある人の中には、財産の管理や日常生活で生じる契約など、判断が求められる行為を行う時に不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。後見人制度の利用は広がっていますが、制度を知らない人もまだ多く、周知が必要です。
- ◆高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らし続けることができるよう、健康や福祉、介護などに関する相談を受けるなど、その人の身体状況に最も適したアドバイスを行う地域包括支援センターを町直営で運営しています。
- ◆子育て家庭や妊産婦の身近な場所で、認定こども園や子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行う「利用者支援事業」により相談業務の充実を図ります。
- ◆障がいのある人の相談は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、相談支援事業が位置づけられており、福祉サービスの利用援助や各種相談に対応しています。
- ◆長引く景気低迷により当町においても被生活保護人員が一定程度で推移しており、自立支援が課題となっています。生活困窮者は母子世帯にも多く見られることから、子どもの貧困にも注視する必要があります。民生委員・児童委員等の協力を得ながら、地域で状況を見守り、相談しやすい体制が求められています。
- ◆様々な課題を抱えた犯罪や非行した人等が社会で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行う必要があります。

＜今後の取組＞

重点②：悩みはみんなで解決しよう。

しっかり取り組みます。(町が行うこと)

	事業	内容
1	包括的な相談支援体制の推進【追加】	福祉課をはじめとする窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を深め、情報や課題の共有に努めるとともに、適切な支援へとつなげます。 町民個人や世帯において複合的・複層的な課題を抱える事案が発生した場合、町の関係課や関係機関等と連携を密にして、包括的かつ重層的な支援を行います。
2	子ども・子育て支援の充実	子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
3	障がい福祉サービス相談窓口の充実	障がい児・者をはじめ、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、障がい福祉サービスの利用に係る関係機関との連絡調整、サービス利用に必要な関係書類の作成等の支援を行います。
4	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるよう、総合相談を行います。
5	民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員の活動をより強化するため、研修や情報提供等の充実に図り、その活動を支援していきます。渡島総合振興局等の関係機関と連携しながら、生活保護制度に関する助言・指導等を行い、必要な支援につなげていきます。
6	福祉サービスに関する苦情や意見等への対応強化	町社協、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、道などの関係機関と協力して、福祉サービスに関する苦情等を把握し、改善していきます。
7	人権擁護委員との連携【追加】	全ての人々の人権が尊重される社会を実現するため、人権擁護委員と連携を図り、人権擁護活動に取り組みます。「子どもの権利」に対する住民意識の醸成のため、保育所、幼稚園、小学校等において人権擁護委員による人権教室の開催など普及啓発活動を実施します。

	事業	内容
8	権利擁護の充実	判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方等への日常的な金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業の活用や成年後見制度に関する周知・啓発を行うとともに、申立費用の助成や町長申立てなどの支援を行います。
9	保護司会等との連携 【追加】	保護司会等の関係機関と連携を深め、犯罪や非行した人等の立ち直りに向けて必要な支援を行います。

※9は地方再犯防止推進計画に該当します。

みなさん、やってみましょう！（住民が行うこと）

- 思い悩まず、まずは相談しましょう。
- 家族や友人の様子の変化に気をつけましょう。
- 地域で困っている様子の人がいたら声をかけてみましょう。

いっしょにやりましょう！（地域や関係機関・町が協働すること）

- より身近なところで気軽に相談できるよう相談を受ける人材を養成しよう。
- 地域の人のお世話によるいきいきサロンなどを開催し、気軽に集まっておしゃべりしよう。

※日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者等、成年後見制度の対象とはならないまでも判断等の支援が必要な人を対象に、福祉サービスを利用するにあたっての必要な手続きや利用料の支払い、苦情解決制度の手続きなどを、本人との契約により助言・相談、代行、代理等の方法により援助します。

※成年後見制度

自分で財産管理や介護等の契約行為が困難であったり、悪質商法の被害に遭う恐れがある人を法律的に保護する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度は、判断能力の程度に応じ補助・保佐・後見の3段階に分かれ、医師の診断書を添えて本人や配偶者などの親族等が家庭裁判所に申立て、補助人等を選任してもらいます。身寄りがない人等については市町村長に成年後見の申立て権が与えられています。

任意後見制度は、本人が自ら選んだ任意後見人に対し、将来判断能力が不十分になった時の生活や財産管理等に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する制度で、任意後見人と公正証書により任意後見契約を締結しておく制度です。

3 みんなが笑顔になるまちづくり（情報・安全安心）

（１）情報

＜現状と考え方＞

- ◆当町では月１回の広報誌発行のほか、回覧及び各戸配布を行っています。また、聴覚障がい者など情報収集に支援が必要な方には手話通訳者の派遣を行っています。
- ◆平成２８年４月には障害者差別解消法が施行されており、障がいのある人への情報の在り方に適切な配慮が求められています。

＜今後の取組＞

重点①：情報収集に上手になろう。

しっかり取り組みます。（町が行うこと）

	事業	内容
1	情報提供の充実	広報ふくしま、防災無線、ガイドブック、町ホームページ、回覧板、チラシ等さまざまな手段を包括的に活用し、福祉制度やサービスに関する情報を住民にわかりやすく提供します。
2	意志疎通支援の充実	聴覚障がいなど意志疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者の派遣等によるコミュニケーション支援事業を行います。

みなさん、やってみましょう！（住民が行うこと）

- 広報ふくしまや回覧、防災無線等で町の福祉等、地域に関する情報を定期的に確認しましょう。
- 大事な情報、役立つ情報は冷蔵庫など普段、目につくところに貼っておきましょう。

いっしょにやりましょう！（地域や関係機関・町が協働すること）

- 広報誌「社協」の内容充実と読みやすさを工夫する。（社協）
- 有益な情報等を見た際は、地域で共有するため声かけを行いましょう。
- 手話通訳や点字、音読などコミュニケーションを支援する人材を増やそう。

(2) 安全安心

<現状と考え方>

- ◆近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の重要性が高まっています。災害はいつ、どこでも起こりうるという認識を持ち、日頃から町民一人ひとりが防災を意識し、必要な備えをすることが求められるとともに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対しては、地域全体で支援を行えるような体制が必要です。
- ◆当町では社協の広報誌により、安心生活創造事業の内容（高齢者実態調査、安心サポート電話等）について周知しており、70歳以上を対象に実態調査を実施し、同意を得た方の台帳を作成しています。令和6年度現在約640人が登録しており、平時の見守りと災害時の「災害時避難行動要支援者」台帳として活用しています。
- ◆犯罪や非行をした人が社会的に孤立することがないように、地域や行政、関係機関が連携して支援し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会づくりが重要です。

<今後の取組>

重点②：いざという時に備えよう。

しっかり取り組みます。(町が行うこと)

	事業	内容
1	避難行動要支援者制度の推進	要支援者の情報について、関係機関（町内会等）と情報の共有を図るとともに、関係各課及び民生委員・児童委員等を通じて制度の周知を図り、要支援者が安心して地域での生活を送ることができるよう制度を推進します。
2	虐待防止対策の充実	子ども、高齢者、障がい者への虐待を防止するため、関係機関との連携を推進するとともに、住民の関心を高め、虐待が疑われる場合には通報の義務があることを周知します。
3	DV防止対策の充実	配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組みます。
4	社会を明るくする運動の推進【追加】	青少年の犯罪や非行の防止、立ち直り支援、更には犯罪をした人たちの更生について理解を深める取り組みを支援します。
5	保護司会等の支援【追加】	犯罪予防活動の推進、関係機関と連携し、地域社会の犯罪防止に取り組んでいる保護司会等の活動を支援します。

※4及び5は地方再犯防止推進計画に該当します。

みなさん、やってみましょう！（住民が行うこと）

- 避難に心配がある人は災害時要援護者名簿への登録を申し出ましょう。
- いざという時のために、緊急連絡先や必要な支援内容をあらかじめ整理し、家族で確認しましょう。
- 可能な限り防災訓練に参加しましょう。
- 日頃から近所の人とかかわりをもちましょう。
- それぞれの立場で、犯罪防止への取り組みを考えましょう。

いっしょにやりましょう！（地域や関係機関・町が協働すること）

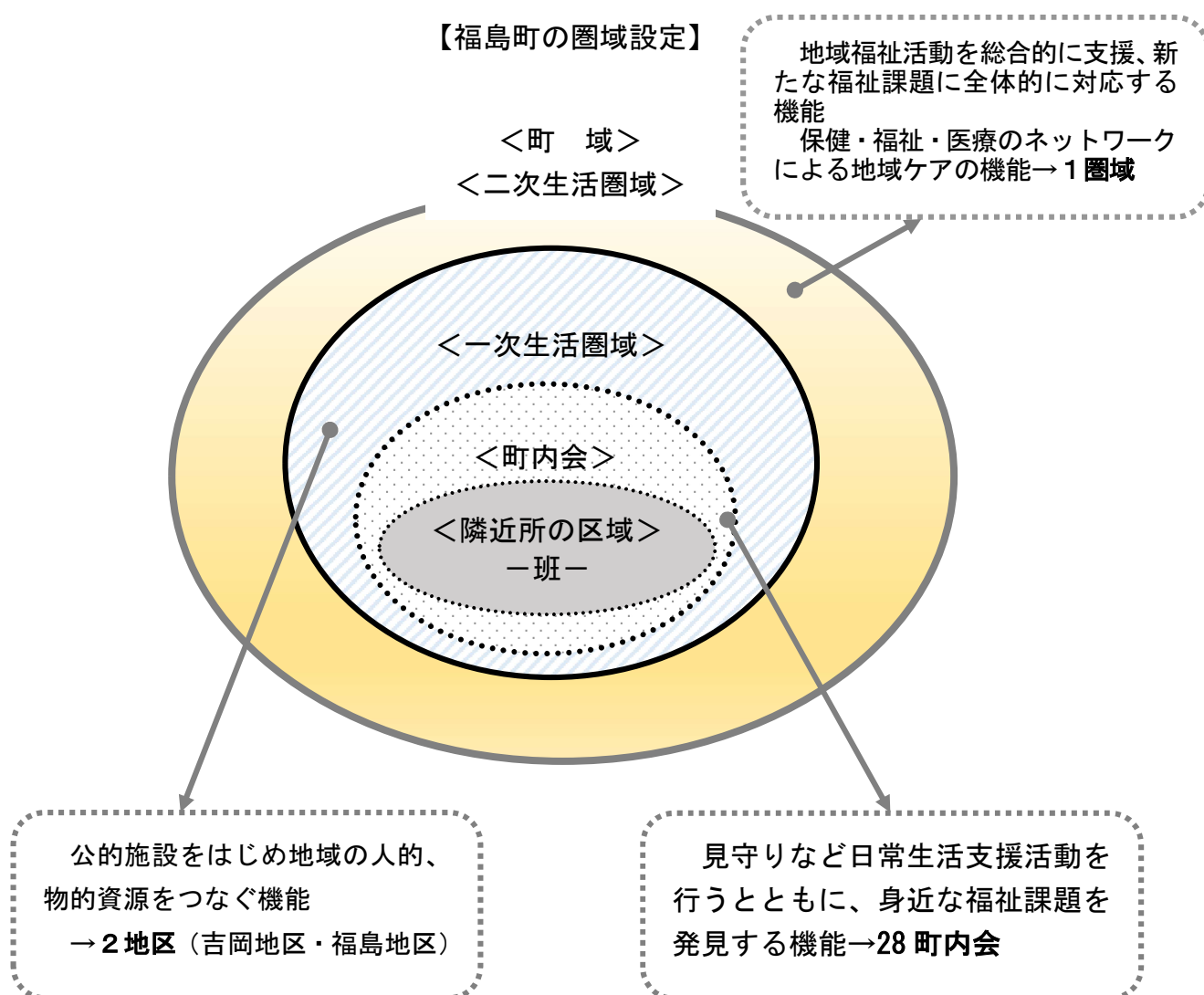
- 災害発生時、自力で避難困難な人がどこにいて、どのような支援が必要か検討しましょう。
- 日常的な見守りや各種サービスの利用を通じて災害時の体制をつくろう。
- 子どもを犯罪や危険から守るための「子ども 110 番の家」を推進しよう。
- 小学校の登下校時の防犯・見守り活動を推進しよう。
- 松前地区防犯協会福島支部が中心となって警察等と連携し、防犯の普及活動をしよう。
- 社会を明るくする運動や保護司などの更生保護に携わる活動を周知し、地域一体で再犯防止に取り組みましょう。

第4章 計画の推進

1 地域福祉推進のための圏域設定

支援を必要とする住民へのサービスの提供や住民を主体とする地域福祉を推進していくためには、施設配置や人材などの社会資源をいかにネットワーク化していくかが問われています。

住民の誰もが住み慣れた地域の中で、如何に安心して暮らし続けられるかを第一義に、当町の実情に即して、吉岡地区・福島地区を「一次生活圏域」に設定するとともに、次のような圏域設定により、活動を支援する環境づくりを進めていきます。



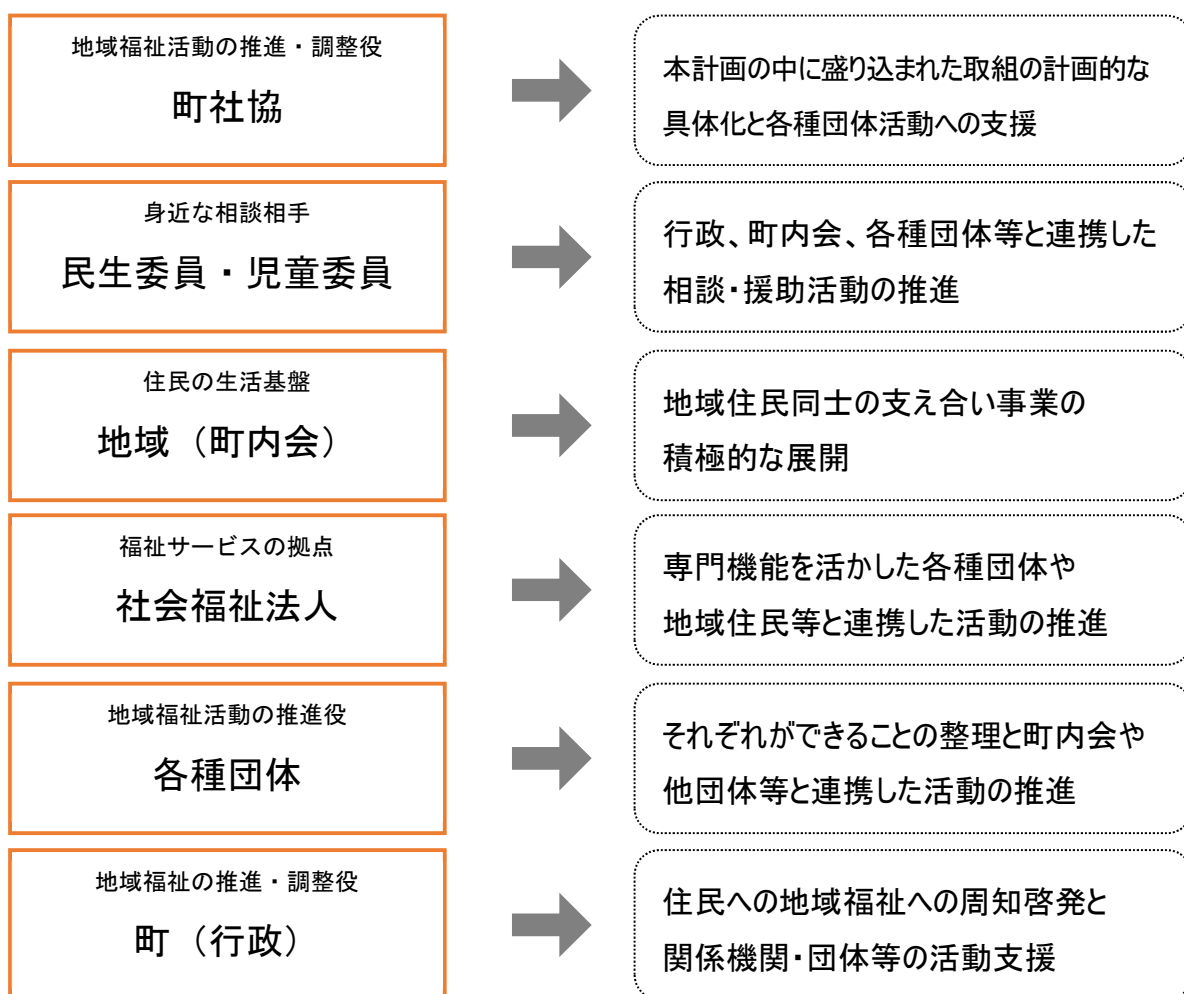
2 計画の担い手

この計画は、住民と町内会、行政、民間の福祉サービス事業者等がそれぞれの役割を認識し、一体的に協働で取り組むべきもので、わたしたち一人ひとりが地域のことに関心を持ち、地域福祉の活動に積極的に参加していく必要があります。地域で活動している団体や行政が、計画の中に盛り込まれた「今後の取組」を踏まえて、地域福祉の推進に積極的にかかわることが大切です。

この計画を推進するためには、次のような役割分担で、各々が何をなすべきか、何が出来るのかを互いに話し合い、互いに知恵と力を出し合う機会をつくり、地域福祉の理念を広げていきます。

住民一人ひとりの役割

- 身近に困っている人がいたら、自分にできることを考え、行動する。
- 自分の町内会や身近な民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの活動に関心を持ち、活動に協力する。
- 困っている人への支援の仲間をつくったり、地域の活動に加わったりする。



3 地域福祉の推進・調整

この計画の推進・調整の役割を担う福島町社会福祉協議会と行政は、次のようなことを行います。

(1) 福島町社会福祉協議会

町社協は、地域の様々な団体で構成され、従来から地域住民を主体とした住民参加により、福祉のまちづくり活動を推進するとともに、行政からの公的な福祉事業を積極的に受託するなど、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきた実績があります。

これらの実績を踏まえ、この計画の推進・調整役の一つとして、町社協は住民の福祉ニーズをしっかりと把握することを前提に、「一人ひとりのしあわせを大切にするまち みんなの福しま～しあわせ 愛ランド ふくしま～」を目指し、「様々な問題を抱えた人を見過ごすことなく、住民が地域で安心した生活ができるよう、一人ひとりの生活を総合的に支援していく」ための実践活動を推進し、地域における地域福祉活動の先導役を果たしてまいります。

(2) 行政（町）

地域福祉の推進にあたっては、住民や関係団体等の自主的な取組が大切です。

町は住民や関係団体等の自主性を尊重しつつ、様々な形で協力するとともに、必要に応じて推進・調整を図っていきます。

また、町が主体となって取り組むべき施策を推進するにあたっては、庁内の福祉・保健・企画・教育・人権・防災・建設・情報部門など、部署や組織の枠を超え、施策の検討・調整を行うとともに、国・道と広域的な連携を図りながら住民や関係団体等と共同で地域福祉を推進します。

4 計画・取組の周知

この計画は、広報ふくしまや町ホームページに掲載し、広く住民に周知します。

また、計画に基づいて行われる住民主体の福祉活動や団体による地域福祉の取組についても広報ふくしまや町ホームページを通じて紹介していきます。

5 地域福祉の進み具合の評価

この計画の進捗状況は、定期的に「福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会」が評価し、適切な提言を行うとともに、結果を公表します。また、この計画に盛り込まれた取組が着実に実践されるよう、実施計画の作成についても町社協と検討していきます。

【参考資料】

1 策定経過

日 時		各種会議等	概 要
令和6年	11月1日～ 11月15日	地域福祉に関する団体 アンケートの実施	・福島町地域福祉計画策定に 関するアンケート
	12月23日	策定委員会開催	【主な議事】 ・計画案について
	12月24日～ 1月17日	パブリックコメント	計画（案）について意見を募集 【意見0件】
	2月3日	経済福祉常任委員会	【概要】 ・計画案について
	3月11日	3月会議	・計画の議決

2 安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会委員名簿

順不同・敬称略

団 体 名		役 職	氏 名
保健、医療関係者	福島町三師会	監事	光錢 健三
社会福祉関係者	社会福祉法人福島幸愛会	園長	阿部 透
〃	民生委員協議会	副会長	吉田 秀明
〃	主任児童委員	児童委員	岡 要樹
〃	福島町身体障害者福祉協会	常務理事	小林 佳子
〃	町内会連合会	会長	花田 春夫
〃	〃	副会長	原田 恵悦
〃	社会福祉法人福島町社会福祉協議会	会長	丁子谷 雅男
地域活動団体等関係者	福島町商工会	会長	石岡 眞
〃	ボランティアサークルひまわり会	会長	堀 繁子
公募町民	公募委員		金澤 富士子

3 設置要綱

(設置)

第1条 国と市町村が協働で推進する安心生活創造事業（以下「事業」という。）の円滑な運営と社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく福島町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、福島町安心生活創造事業推進及び地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 保健、医療関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 地域活動団体等関係者
- (4) 公募町民
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、事業終了及び計画の策定の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要あると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉を所管する課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第4期福島町地域福祉計画

～しあわせ  ランド ふくしま～

一人ひとりのしあわせを大切にするまち
みんなの    

令和7年3月発行

発行・編集 福島町福祉課
住 所 〒049-1392
北海道松前郡福島町字福島820番地
電 話 0139-47-3001（代表）・4682（直通）
F A X 0139-47-4406
E-MAIL fukushi-g@town.fukushima.hokkaido.jp
U R L <http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/>